

---

---

平成25年第2回大和町議会定例会会議録

---

---

平成25年3月14日(木曜日)

---

---

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
子育て支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産業振興課長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

午後3時50分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

本会議を開催前に一言御礼を申し上げたいと思います。

本定例会は、予算特別委員会を設置され、馬場委員長、伊藤副委員長、さらに委員の皆さん、さらには執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番槻田雅之君及び8番藤巻博史君を指名します。

---

---

日程第2「委員長報告（平成25年度各種会計予算の審査結果について）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成25年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで予算特別委員長に審査結果の報告を求めます。委員長馬場久雄君。

委 員 長 （馬場久雄君）

ご報告いたします。

今定例会において、去る3月5日、本特別委員会に審査を付託されました平成25年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計

予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長などの誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことといたします。

---

日程第3「議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

予算でございますので、全体の性格ということで判断をいたしたいと思っております。

前にも話したとおりでございますけれども、租税の3つの機能、公共サービスの機能、さらには所得の再分配の機能、そして景気調整の機能、そういう中で、今回の大和町の予算の中で疑問を持つところがございます。商工振興費、約6億1,500万、その中で占めておりますところの企業立地奨励金関係が5億2,990万、約8割5分ほどを商工費の中で占めている状況、そういう中で、でも質疑の中でも10社ぐらい企業立地の奨励、10社ぐらいが関係してくる見込みであるということでございます。もちろんこれらの企業、もし立地されますと税金が入ってくる。そういう見込みがある。また、国からの交付税の措置もあるという中、そしてまた町の条例にもよ

っている。そういう中ではございますが、やはり町を興すという中では体力あるそういう大きな会社への支援というのはいかがなものかということにおきまして、今回の予算について反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。おりませんか。17番堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

ただいまの企業立地奨励事業につきまして、賛成の立場から発言させていただきます。

この企業立地奨励事業につきましては、これまでも進めた事業であります。そんな中で、企業立地により企業従業員の定住による人口の増加、さらには町税等の増加も見込まれておると、結果も出ているところであります。

こんな中で、今後も企業立地奨励金事業を進めるに当たりまして、雇用の面も含め、またさらなる大和町の発展につながると思いますので賛成し、賛成討論といたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

原案賛成の立場から討論いたします。

東日本大震災からの復興をなし遂げるために自動車、高度電子機械等の中核をなす産業のさらなる集積が不可欠です。宮城県では、こうしたものづくりの産業の早期復興等を初めとする今後10年間の復興の道筋を示す宮城県震災復興計画を策定しました。県民の生活のあり方を見据えた先進的な地域づくり、富県宮城の実現を目指しています。企業立地促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性

化に関する法律は、地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を地域が策定し、国の同意を受けた場合には設備投資減税や工場立地法の特例などさまざまな支援措置が規制緩和を受けられることを内容とした法律で、平成19年6月11日に施行されました。企業誘致により、本町の人口も2万6,600人を超え、企業立地奨励金は議会の同意を得て制定しました。昨年度より奨励金を増額したということは、それだけ多くの企業が本町に進出をして今後税収がそれに伴うこととあります。執行に当たっては、効率的な執行を期待し賛成といたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。12番堀籠英雄君。

12番（堀籠英雄君）

私は、議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

平成25年度当初予算は85億8,700万です。前年度と比較しますと2,600万、0.3%の減であります。予算編成に当たっては、本町の中期財政見通しを分析した上で、国の動向がまだ見えない状況下の中、厳しい財政状況を職員一人一人が認識した上で、本町の重点主要事業を盛り込んだ適正な予算を提案したことに賛同の意を表したいと思っております。

特徴として、「みやぎの中核都市・大和」の歩みをさらに確実にし、町民の期待に応えられるように限られた財源の中で効率的な予算が編成されているというところであります。本年度予算は、昨年度の復旧復興予算からまちづくりを目指した通常の予算編成であります。第4次総合計画に基づく計画的な主要事業に対する予算であり、便利で快適に暮らせる定住のまちづくりにつきましては、公共交通の充実の強化として、役場北側に一昨年より、バスターミナルが4月1日から供用開始されます。このことは、仙台圏への通勤通学や交通渋滞の緩和、二酸化炭素の削減など本町の現状を的確に把握した施策であり、本町の地の利を生かした本町発展の最も大事なものと大いに期待するものであります。

第2は、企業誘致対策事業であります。

本町は、発展のためには基幹産業である農業の振興とあわせて商工業の活性化を図ることが必要です。若者が大和町に定住するためには、仕事の間が必要不可欠な条件です。そのためには、企業誘致に積極的に取り組むことが必要です。

以上、町政の活性化と町民の福祉向上に努めている姿勢があらわれている本予算への賛成討論といたします。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第4「議案第48号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第48号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5「議案第49号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第49号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6「議案第50号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第50号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7「議案第51号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第51号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8「議案第52号 平成25年度大和町落合財産区特別  
会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第52号 平成25年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9「議案第53号 平成25年度大和町奨学事業特別会  
計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第53号 平成25年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第54号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第54号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第55号 平成25年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第55号 平成25年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第56号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第56号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計  
予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第57号 平成25年度大和町戸別合併処理  
浄化槽特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第57号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会  
計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計  
予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計予算について  
討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15「議案第59号 平成24年度舗装新設工事（町道  
吉田落合線）請負契約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第59号 平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）  
請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、ご説明させていただきます。

議案書の282ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第59号 平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）請負契約の  
変更についてでございます。

平成24年9月14日、議案第72号をもって議決いただきました平成24年  
度舗装新設工事（町道吉田落合線）の請負について変更契約を締結する  
に当たりまして、皆様のご可決をお願いするものでございます。

記といたしまして、請負金額「5,040万円」を「5,838万円」に変更す  
るものでございます。

別添の説明資料をごらんになっていただきたいと思います。

1ページ目に議案第59号の関係の図面をつけさせていただいておりま  
す。上が平面図でございます。向かって左側が国道457号ということで、  
この路線の起点側になるものでございます。右側につきましては、町道  
の高田大童線ということで、ここの交差点が終点というような位置でご  
ざいます。

今回変更するものにつきましては、下の標準横断図をごらんになって  
いただきたいと思います。

これが起点から終点を臨んだ横断図でございます。向かって左側に3

メートル50幅の歩道があるんですが、ここからD面までの高さが2メートルから2メートル50の段差があります。さらに、のり尻には700掛ける700の大型の排水フレームがございまして、歩道の肩に高さが1メートル10センチ、4段ビームのガードパイプを設置いたしまして、歩行者等の転落を防止するものでございます。

そのほかに、457の交差点付近、それから高田大童の交差点付近に案内標識を新設するものでございます。案内標識につきましては、右下に縮小図をつけさせていただいております。路面から案内板の下までクリアランスと言うんですけれども、ここを5メートルとりまして板の大きさが横が1メートル90、高さが1.5メートルでございます。この板を支える支柱につきましては、直径が21センチ9ミリの鋼管でございます。高さにつきましては6メートル49で、基礎の大きさにつきましては下に記入のとおり、幅が1メートル、長さが2メートル50、高さが1メートル20というような寸法でございます。体積が3立米という数量になっておりますが、これにつきましては、3立米というのを重量に換算いたしますと約7トンの重量がございます。この案内板につきましては、風速毎秒50メートルに耐えられる構造というふうになっているものでございます。

それから、既存の案内標識板が右側の2つなんですけれども、この吉田落合線が開通したことによって案内の表示が変更になりますので、板を一回取り外してこの吉田落合線をその板につけ加えましてまたもとに戻すという内容につきましても、今回変更の中に入っているものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16「議案第60号 平成24年度公共駐車場待合所等  
新築工事請負契約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第60号 平成24年度公共駐車場待合所等新築工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、議案書の283ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第60号 平成24年度公共駐車場待合所等新築工事請負契約の変更についてでございます。

平成24年10月15日、議案第73号をもって議決いただきました平成24年度公共駐車場待合所等新築工事の請負について変更契約を締結するに当たりまして、皆様にご可決をお願いするものでございます。

記といたしまして、請負金額「6,405万円」を「6,510万円」に変更をいたすものでございます。

お配りさせていただきました先ほどの説明資料の2ページ目をごらんになっていただきたいと思います。

この図面につきましては、60号関係の資料といたしましてつけさせていただきます。図面向かって左側につきましては、天皇寺高田線という位置でございます。右側につきましては、防災調整池、それから上は北側ということで1級河川の洞堀川という位置でございます。下側につきましては南側ということで、大和町の役場の庁舎の駐車場という位置でございます。

今回変更をお願いするものにつきましては、バスのロータリーのところ

ろに各バスの乗降場が4カ所あるんですが、まずちょうど中央付近、スクールバスの乗降所、その右隣が町民バスの乗降所、その下に来まして路線バスの乗降所と左側につきましては高速バスの乗降所という位置でございます。そこに2人がけのベンチということで黒の網かけで示させていただいている部分が今回増額変更をお願いするものでございます。図面右下、2人がけのベンチの姿図をつけさせていただいております。中央付近にちょうど肘かけをつけまして2人がけのベンチ、これを4基を増工いたしまして利用者の利便性を確保させていただくという内容でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第61号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第61号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、284ページでございます。

議案第61号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

285ページに別紙としまして、宮城県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約が記載されてございます。これにつきましては、皆様に配付しております条例議案等の説明資料、議案第17号から第31号、第61号という説明資料でございます。これの24ページのほうを見ていただきたいというふうに思います。

それでは、今回改正いたしますのはまず第3条でございますが、第3条、これは組合の共同する事務を規定するものでございます。これにつきましては、昭和62年3月に財団法人宮城県市町村自治福祉協会、これを設立するために旧、右側のほうにございます第2号のほうで地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関することとということで、この財団のために設けた規定でございます。この財団法人につきましては、平成22年3月31日にもう解散してございますので、これを第1号及び第2号を削除しまして文言の整理をして3条の第1項というふうに改正を行うものでございます。

第5条につきましては、議員の定数及び選挙の方法について規定しているものでございますが、組合議会の議員の選挙区におきまして、各選挙区の団体数に格差が生じているということから、これを是正しまして、おおよそ4団体当たり1人の組合議員を選出できるようにするものでございます。この改正につきましては、次の任期に係る選挙から変更するものでございます。なお、現在の組合議員の任期は平成23年7月1日から平成25年6月30日までの2年間というふうになっております。

この内容につきましては、別表第2ということで、下、25ページにございますが、第5条関係ということで記載されております。これが右側の旧の表が現在の選挙区、区割りということで、これの選挙区の第1区から第8区までそれぞれ1名ずつ組合議員を選出していたというものでござ

ざいますが、これを左側の新のように、今度は選挙区を第1区から第5区まで、それぞれ4団体当たり1人の組合議員を選ぶというような形に改正を行うものというものでございます。

24ページにまた戻っていただきまして、第14条でございます。退職手当を受ける者についての規定でございますが、ここで第14条第1号に「企業長」を加えるという変更でございます。これにつきましては、この退職手当組合の構成団体の1つでございますみやぎ県南中核病院企業団、これが「企業長」を設置したことに伴い改正するものでございます。

議案書の286ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

附則ということでございます。第1項は施行期日でございます。この規約は、宮城県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

第2項は経過規定でございます。変更後の第5条及び別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に行われる選挙から適用し、施行日前に行われる選挙については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任  
について」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、同意第1号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町鶴巣北目大崎字町頭8番地の1、氏名、佐藤芳宏、生年月日、昭和19年9月30日でございます。

別冊の議会定例会議案説明資料、同意第1・2号関係をごらんいただきたいと思っております。

この佐藤芳宏氏につきましての学歴、そして職歴、役職歴が記載されておりまして、記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

選任の理由といたしましては、平成25年3月24日に任期満了を迎えるため、再任につきまして、今回議会の同意を求めるものでございます。

佐藤氏につきましては、昭和38年3月に黒川高等学校を卒業されてから、大蔵省、東北財務局に入省され、そしてその勤務するかたわら学院大学の経済学部二部経済学科を卒業されております。

勤務時代には、大蔵省銀行局への出向、また東北財務局上席金融検査官、上席国有財産管理官等々を歴任されまして、退職後につきましては、現在大和町の入札監視委員会委員に委嘱を受けていただいております。それら豊富な知識、そして経験、これらにつきまして、職務遂行に当たって公正、公平なる審査をいただけるものとこのように考えまして、再度固定資産評価審査委員会委員として選任をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に13番高平聡雄君及び14番馬場久雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対するものとします。

配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

13番高平聡雄君及び14番馬場久雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案については同意することに決定しました。

---

---

日程第19「同意第2号 副町長の選任について」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、同意第2号でございます。

副町長の選任につきまして、下記の者を大和町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字館下89番地の10、氏名、遠藤幸則、生年月日、昭和25年11月8日でございます。

別冊の議案説明資料、同意第1・2号関係をごらんいただきたいと思います。

3ページでございますが、この説明書にあるとおり、この遠藤氏の学歴、職歴等につきましては、記載のとおりになっておるところでございます。

選任の理由を申し上げたいと思います。

遠藤氏は、宮城教育大学特殊教育特別専攻科修了後、昭和51年に大和町に奉職されまして、その後、税務課等を歴任し、平成12年4月から環

境生活課長、税務課長、都市建設課長、産業振興課長、総務まちづくり課長を務め、平成23年4月からは総務町づくり課参事（災害復興担当）として再任用、平成23年10月からは公民館囑託館長を努めておるところでございます。

地方公務員としての豊富な行政経験とすぐれた識見を有し、地域住民の信頼も厚く、地方分権が進展し地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなる状況下におきまして、今後直面する行政課題等に適切に対処し、当町の発展と住民の福祉の向上を進めていく上で、副町長に最適任と考えまして議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の第2項の規定によって、立会人に15番中川久男君及び16番大崎勝治君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検を願います。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

15番中川久男君及び16番大崎勝治君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 9票

反対 8票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

## 日程第20「議員の派遣について」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に

配付したとおり派遣することに決定しました。

---

日程第21「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時49分 閉 会